

沼田市再生可能エネルギー発電設備の設置に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内における再生可能エネルギー発電設備の設置に関し必要な事項を定め、その適正な設置を誘導することにより、良好な自然、景観及び生活環境との調和を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 発電設備 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第3項に規定する設備（送電に係る電柱等を除く。）をいう。
- (2) 設置事業 発電設備の設置を行う事業をいう。
- (3) 事業者 設置事業を行う者をいう。
- (4) 事業区域 設置事業を実施する区域をいう。
- (5) 近隣関係者等 事業区域を含む行政区及び当該事業区域に隣接する土地又は建物を所有する者をいう。

(適用を受ける設置事業)

第3条 この要綱の適用を受ける設置事業は、事業区域の面積が1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満であるものとする。ただし、次に掲げる設置事業は、この限りでない。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物の屋根又は屋上で行う設置事業
- (2) 事業区域において主に自家用に供するために行う設置事業
- (3) 公共団体が公益に供するために行う設置事業

2 設置事業が完了し、又は施行している事業区域の隣接地において、新たに設置事業を当該隣接地と一体的に施行する場合は、当該事業区域の面積を合算するものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、設置事業の施行に当たり、関係法令及びこの要綱を遵守し、並びに自然、景観及び生活環境との調和に十分に配慮し、近隣関係者等との良好な関係を保つよう努めるものとする。この場合において、配慮すべき事項は、次の各号に掲げる事項と

する。

- (1) 事業区域の周辺地域（以下「周辺地域」という。）における自然環境を害するおそれがないこと。
- (2) 周辺地域の景観を阻害するおそれがないこと。
- (3) 周辺地域の土砂崩れ、溢水等を発生させるおそれがないこと。
- (4) 排水施設、擁壁その他の施設が適切に設置されていること。
- (5) 近隣関係者等の生活環境を保全すべき適切な措置が講じられていること。

2 前項各号の配慮すべき事項の基準は、別に定める。

3 事業者は、設置事業の施行に伴い事故等が発生したとき、又は近隣関係者等と紛争が生じたときは、自己の責任において誠意をもってこれを解決し、再発防止のための措置を講ずるものとする。

4 事業者は、設置事業を中止し、又は終了する場合は、速やかに発電設備を撤去し、適切に処理するものとする。

（近隣関係者等への説明）

第5条 事業者は、設置事業を施行する場合は、近隣関係者等に対し、事前に説明会を開催し、当該設置事業の計画等を周知するものとする。

2 事業者は、前項の説明会により、近隣関係者等の理解を得るように努めるものとする。

（事前協議等）

第6条 設置事業に関し必要な事前協議及び届出並びに当該事前協議に対する検討委員会の設置については、沼田市地域開発事業指導要綱（昭和48年）の規定の例による。

（指導及び助言）

第7条 市長は、第1条の目的の達成のために、必要があると認めるときは、事業者に対し、指導及び助言を行うことができるものとする。

（設置事業の完了確認）

第8条 市長は、設置事業の完了後、関係職員を事業区域に立ち入らせ、当該設置事業の内容を確認するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成30年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の規定は、施行の日以後に着工する設置事業について適用し、この告示の施行の際現に着工している設置事業については、適用しない。